法第９３条第１項関係の届出の様式（民間の土木工事のための発掘に関する届出）

※必ず原本（コピー不可）で届出してください。

届出の日は工事着手の60日より前です。

第　　　　号

令和　　年　　月　　日

福島県教育委員会教育長　様

届出者は別記「６．工事主体者（事業主・施主・建て主））」と同じになります。代表者の職・氏名でお願いします。

住　所：

氏名等：

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第９３条第１項、同第１８４条第１項及び文化財保護法施行令（昭和５０年政令第２６７号）第５条第２項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

１．土木工事等をしようとする土地の所在及び地番

【添付書類】※Ａ４判でお願いします。

□　位置図

□　公図

□　開発面積がわかる図面（求積図など）

□　土地利用計画平面図

□　土地造成計画平面図

□　土地造成計画断面図

□　建物平面図

□　建物矩計図

□　地盤改良図（範囲、深さがわかるもの）

□　浄化槽図（規模、深さがわかるもの）

□　その他開発計画にかかる資料など

　　建物立面図

　　土地登記簿謄本（写）・・・分筆後

２．土木工事等をしようとする土地の面積

３．土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所

４．土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状

５．当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要

６．当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）

７．当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所

８．当該土木工事等の着手の予定時期

９．当該土木工事等の終了の予定時期

10．その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別　記

※必ず原本（コピー不可）で届出してください。

該当する「字」、「地番」をすべて記入する。

字、地番が多い場合などは、「公図」、「字切図」で確認した上で「別記一覧表」を作成して添付してください。

なお、その際は「別記一覧表参照」と記入してください。

９３条第1項

開発にかかる遺跡面積を記入して下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 県文書番号 | 第　　　号・令和　　年　　月　　日 |

|  |  |
| --- | --- |
| １．所在地 | いわき市 |
| ２．面積 | ㎡ | 所有者が多い場合などは、土地所有者ごとに地番をまとめ「別記一覧表」を作成して添付ください。なお、その際は「別記一覧表参照」と記入してください。 |
| ３．土地所有者 | 住　所：いわき市氏名等： |
| ４．遺跡の種類 | 散布地　集落跡　貝塚　都城跡　宮衙跡　城館跡　社寺跡　古墳横穴墓　その他の墓　生産遺跡　その他の遺跡（　　　　） |
| 遺跡の名称 | ○○○○遺跡　（県遺跡番号　　　　　　　）　員数：１「４．遺跡の種類」がわからない場合は、記入しなくても結構です。文化財課で記入します。 |
| 遺跡の現状 | 宅地　水田　畑地　山林　道路　荒蕪地　原野　その他（　　　） |
| 遺跡の時代 | 旧石器　縄文　弥生　古墳　奈良　平安　中世　近世　その他（　　） |
| ５．工事の目的 | 道路　鉄道　空港　河川　港湾　ダム　学校建設　集合住宅個人住宅　工場　店舗　個人住宅兼工場又は店舗　その他の建物目的・用途、構造、建物規模、造成の有無、工法、基礎構造、掘削深度等を簡潔に記入。(　　　）宅地造成　土地区画整理　公園造成ゴルフ場　観光開発ガス　電気　水道等　農業基盤整備事業（農道等を含む）　その他農業関係事業　土砂採取　その他開発（　　　　） |
| 工事の概要 | 新築個人専用住宅１棟。軽量鉄骨組３階建て（建物床面積300㎡）。盛土50cm（一部切土あり）。地盤改良（柱状改良径0.6ｍ×6.0ｍ×43本）。ベタ基礎深さ50cm。合併浄化槽（５人槽）1.5m×2.0ｍ×1.8ｍ。 |
| ６．工事主体者 | 住　所：いわき市事業主・施主・建て主の氏名。「届出者」と同じ。代表者の職・氏名までお願いします。氏名等： |
| ７．施工責任者 | 住　所：いわき市氏名等： |
| ８．着手予定時期 | 令和　年　月　日 | ９．終了予定時期現地工事を施工する業者名を代表者氏名まで記入（決まっていないときは「未定」）。 | 令和　年　月　日 |
| 10．参考事項 |  |
|  |
| 指導事項 | 発掘調査　　工事立会　　慎重工事　　その他（　　　　　　） |

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。 ②指導事項欄は県教育委員会で記入。

③遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は該当項目を○で囲み、当該項目のない場合は（　）内に記入。